

## 船橋ふるさと応援寄附金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の魅力を発信するとともに、財源の確保を図ることを目的として、市へふるさと納税を行った市外に在住する者（以下「寄附者」という。）に対し地場産品を贈呈する「船橋ふるさと応援寄附金事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 市に対し「船橋ふるさと応援寄附金（以下「寄附金」という。）」として、寄附を行うことをいう。
- (2) 地場産品 平成31年総務省告示第179号第5条第1項第1号から第9号のいずれかを満たし、市長が認めるものをいう。

### (申込)

第3条 ふるさと納税をしようとする者は、船橋ふるさと応援寄附金申込書（第1号様式）又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込まなければならない。

### (地場産品の贈呈)

第4条 市長は、寄附者に対し、寄附金額に応じて地場産品を贈呈するものとする。

- 2 前項に規定する地場産品の贈呈は、市が地場産品を取扱う事業者に委託することにより行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により寄附者へ地場産品を送付した事業者に対し、委託料として地場産品の代金及び送料（実費）の合計額を支払うものとする。

### (寄附金の使途)

第5条 寄附者は、第3条の規定による寄附の申込みの際に、寄附金の使途を次に掲げる各号の中からいずれか一つを選択することができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
- (2) 一人一人が自分らしく輝くまち
- (3) 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

- (4) 活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- (5) 快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- (6) 命と暮らしを守る強靱なまち
- (7) 市長におまかせ

2 市長は、寄附者が寄附金の使途について前項第1号から第6号のいずれかを指定したときは、当該各号と合致する事業の財源に充当するものとする。ただし、前項第7号又は特段の指定が無い場合は、市長が必要と認める事業の財源に充当するものとする。

(寄附金受領証明書)

第6条 市長は、寄附金を受領したときは、寄附金受領証明書（第2号様式）を発行するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 船橋ふるさと応援寄附金申込書

年 月 日

船橋市長 あて

※注意：クレジットカードによる寄附を希望される方は、船橋市ホームページのふるさと納税ページより、リンク先のふるさと納税申込みフォームを利用し、お申込みください。（本申込書によるお申込みは不要です。）

住所	〒      ー		
氏名 <small>（法人・団体の場合は団体名および代表者名）</small>	フリガナ		
連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail		

※寄附申込みの際にいただいた個人情報は、市からの問合せ、返礼品および受領証明書等の発送のために使用いたします。返礼品は、各事業者より発送いたしますので、各事業者へお申込み情報を提供します。

以下のとおり寄附申込みいたします。

### 1. 寄附金額

百万	十万	万	千	百	十	一	
							円

### 2. 寄附金の納付方法（いずれかに○印をご記入ください。）

納付書払い（申込書提出後、市より納付書を送付いたします。）	
現金書留（申込書をご記入のうえ、現金と併せてお送りください。）	
市役所窓口（船橋市役所 4 階 商工振興課）に持参	

### 3. ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付希望

寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）を受けられる方は、以下の「申請書を要望する」の□にチェックをしてください。後日、船橋市より「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付いたします。

※確定申告を行う予定の方はチェックする必要はございません。

寄附金控除に係る申告特例申請書を要望する

※このチェックのみでふるさと納税ワンストップ特例の申請手続きが完了するものではありません。

上記のチェックボックスにチェックを入れた方は、以下の欄についてもご記入ください。

性別	男      ・      女				
生年月日	明・大 昭・平・令	年	月	日	

## 第1号様式

### 4. 寄附金の使い道（いずれかに○印をご記入ください）

1	新型コロナウイルス感染症対策	
2	一人一人が自分らしく輝くまち (市民参加のまちづくりほか)	
3	住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち (保健・医療体制の充実、子育て支援の推進ほか)	
4	活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち (「ふなばし」情報の発信、駅周辺地区の整備ほか)	
5	快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち (省エネルギー化の推進、再生可能エネルギー導入の推進ほか)	
6	命と暮らしを守る強靱なまち (都市防災機能・自主防災力の向上ほか)	
7	市長におまかせ (市長に使い道を一任いただき、市全般の事業に活用させていただきます)	

### 5. 返礼品選択

希望する返礼品の記号と商品名をご記入ください。寄附金が納付されたことを確認した後、返礼品を発送いたします。

お選びいただける返礼品の数は申込書1枚につき、最大7つまでとなります。

	返礼品記号 (例:A01)	返礼品商品名 (例:船橋のなし「幸水」)	数量
返礼品1			
返礼品2			
返礼品3			
返礼品4			
返礼品5			
返礼品6			
返礼品7			

### 6. その他

返礼品のお届け先を申込住所以外にされる場合や、お届け日時を指定される場合は以下にご記入ください。

--

#### 【問合せ先及び申込書送付先】

住所 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25  
船橋市役所 経済部 商工振興課 ふるさと納税担当  
電話 047-436-2461  
FAX 047-436-2466  
E-Mail furusato@city.funabashi.lg.jp

## 第2号様式

### 千葉県船橋市ふるさと納税 寄附金受領証明書の送付について

この度は、船橋市にご寄附いただき誠にありがとうございます。皆様のご厚意は、ご指定いただきました使い道に有効に活用し、様々な施策に取り組んでまいります。

---

## 寄 附 金 受 領 証 明 書

住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

寄 附 金 額 \_\_\_\_\_

【船橋市（地方公共団体）に対する寄附金】

受領年月日 \_\_\_\_\_

上記の寄附金について、受領したことを証明します。

船橋市長 松戸 徹

#### ◆確定申告をする方

この寄附金受領証明書は、確定申告をする際に必要な書類となりますので大切に保管ください。

#### ◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例）をする方

この寄附金受領証明書は、寄附をした自治体（船橋市）へワンストップ特例申請書を提出する際には、特に必要はありません。領収書の代わりとして送付します。

※ワンストップ特例を希望される場合は、寄附した自治体へワンストップ特例申請書及び添付書類の提出が必要です。

寄附申込時に、ワンストップ特例申請を希望しただけでは寄附金税額控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

#### ※ワンストップ特例制度の対象者

- ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方（自営業の方や、給与所得者でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。）  
地方税法附則第7条第1項（第8項）
- その年にふるさと納税をする自治体の数が5団体以下であると見込まれる方  
地方税法附則第7条第2項（第9項）